

光回線サービスの変更・契約は慎重に

〈相談事例1〉

光回線業者から、「安くなるプランがある。」と電話で勧誘を受けた。契約している業者だと思ったのでこのプランを了承したが、不安に思い契約している業者に電話をかけると、「そのような電話はしていないし、契約もない。他社での契約ではないか。」と言われた。どう対処したらよいか。 (70歳代 女性)

〈相談事例2〉

電話で勧誘を受けたようだが、内容は全く覚えていない。世間話をしているつもりだったので、「はい、はい。」と返事をしていたら、光回線を契約していることになっていた。契約した覚えはないのに、申込内容の書類が届いたので困っている。 (80歳代 男性)

〈アドバイス〉

- 「安くなる」などと言われても、他のサービスとのセット契約でかえって高額になったり、契約しているサービスの解約料金が発生したりする場合があります。契約内容を理解したうえで慎重に検討しましょう。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず、契約先の事業者名、サービス名など契約内容を確認しましょう。内容が理解できない、必要がないと思った場合は、きっぱりと断りましょう。
- 困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。



消費者ホットライン(局番なし)

☎188

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所3Mシティ4F】	☎641-9782

※戸畑、門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



まもりん